おくすりについて

- 1. お子さまのくすりは、本来は保護者が登園して投与していただくのですが、緊急ややむを得ない理由で保護者が登園できないときは、保護者と園側で話し合いのうえ、園の担当者が保護者に代わって投与します。その場合は万全を期するために、「与薬依頼書」に必要事項を記載していただき、くすりに添付して下さい。
- 2. くすりは、お子さまを診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限ります。 (市販の内服薬は園では投与できません)
 - 保護者の個人的な判断で持参したくすりは、園としては対応できません。
- 3. 熱性けいれんで緊急に使用する以外の座薬の使用は、原則として行いません。なお使用にあたっては、そのつど保護者にご 連絡しますのでご了承ください。
- 4. 「熱が出たら飲ませる」「咳がでたら・・・」「発作が起こったら・・・」というように症状を判断して与えなければならない場合は、 園としてはその判断ができませんので、そのつど保護者にご連絡することになります。
 - *オムツかぶれ、虫刺され、肌荒れ等については保護者の方と要相談とさせていただきます。
 - *1日1回・2回という処方のお薬はご家庭での与薬をお願いします。
- 5. 慢性の病気(気管支喘息・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気)の、日常における投薬や処置についても「与薬依頼書」が必要になります。
 - *同一の薬投与が長期に渡る場合は、2週間ごとに「与薬依頼書」を再度提出して下さい。
- 6. 持参するくすりについて
 - ① 医師が処方したくすりには必ず「与薬依頼書」・「薬の説明書(コピー可)」を添付してください。
 - ② 使用するくすりは1回分ずつ、袋や容器に子さまの名前と日付を記載して、当日分のみご用意下さい。

予防用としてのクリーム等

- 7. 市販のハンドクリーム・保湿クリーム・リップクリーム・日焼け止め・虫よけ薬について 市販のハンドクリーム・リップクリーム・保湿クリーム・日焼け止め・虫よけ薬を使用する場合においても「与薬依頼書」が必要になります。
 - ・日常として園に預けておく場合は、2週間ごとに点検して再度「与薬依頼書」を提出して下さい。 製品に必ず名前の記入をして下さい。
 - ・虫よけスプレー(パウダー状の物)は周囲の子どもへの影響を考え、園では対応いたしません。
- 8. 虫除け剤
 - ・香が強い虫除けリング・虫除け薬で具合を悪くする子が出ています。また、給食の香(食材、料理の匂い)を妨げることなく 子ども達に感じてもらいたいので香りの強い物はご遠慮ください。
 - ・虫除けリング・虫除けパッチ等は紛失する場合もありますのでご承知ください。

|熱性けいれん用のお薬の使用を希望される方は個別に対応しますので担任に申し出てください|